

第4回で紹介した議会報告書にもあるように、今のGAF Aは巨大な経済力を持ちます。これは、反トラスト法で対処すべき問題があったのに、それを見逃ごしてしまった結果なのでしょう。プラットフォームの特徴を踏まえて、この問題を考えてみましょう。

プラットフォームは、先に紹介した「鶏が先か、卵が先か」問題への対策として、一方のサイド(サイドA)から多めの手数料を徴収し、他方(サイドB)の手料を減額(場合によっては無料)します。

では、プラットフォームの行為の違法性を判断する消費者は、どちらのサイドでしょうか。プラットフォームの利用者は「サイドAとサイドBの両方」という

GAF A巨大化と「独占のテコ」

ことになりそうですが、手数料を多めに徴収されるサイドAの利害関係だけで判断していいのでしょうか。それとも、手数料の点で利益を得ているサイドBの利害関係についても同時に考慮して判断しなければならぬのでしょうか。この議論は決め手に欠けます。

他にも、例えばアマゾン・ドット・コムは、「マーケットプレイス」出店者がアマゾンプライムの認定を受けるにあたり、アマゾンが商品の梱包・発送や決済をサポートするフルフィルメントサービスの利用を推奨しているときれます。出店者にとってアマゾンプライムの利用価値は極めて高く、容易には利用をやめられません。アマゾンは小売りサービスにおける優位性

をテコとして、フルフィルメントサービスについても有利な立場に立とうとしているのかもしれませんが。

これは「独占のテコ」といわれる問題です。しかし、市場での競争が機能していれば、ある市場を独占しているからといって、全く別の市場で簡単に独占を実現できるとは考えられません。独占のテコが本当に生じるのか、否定的な説明をすることも可能です。

実際、独占のテコ問題は近年、重視されていませんでした。GAF Aのサービスについて、独占のテコが現実においてあるのだとすると、「消費者利益の最大化」という基準に依拠することで、見過ごされてきた競争上の問題が生じていたのかもしれない。